

上富田町空家等対策計画

令和6年4月 改定

上富田町

上富田町空家等対策計画 目次

- P. 1 はじめに
- P. 2 定義
- P. 3 1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する基本的な方針
- P. 4 2 計画期間
- P. 5 3 空家等の調査に関する事項
- P. 6 4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- P. 7 5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- P. 8 6 特定空家等に対する措置への対処に関する事項
- P. 10 7 町民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- P. 11 8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- P. 12 9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- P. 13 特定空家等認定基準・各種様式

(参考資料)

- 1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 2 和歌山県特定空家等の判断基準
- 3 和歌山県所有者不明等の特定空家等への対策マニュアル

はじめに

1 背景

近年、人口減少・少子高齢化が急激に進行する中で、全国的に空家に関する問題が表面化している。特に適切に管理されていない空家は、防災・衛生・景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、早急な解決が求められている。

こういった状況に鑑み、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が平成27年5月26日に完全施行された。本町においても様々な問題が山積することから同法第6条第1項に基づく「上富田町空家等対策計画（以下「本計画」という。）」を策定し、空家等の適正管理や利活用の促進等の対策を総合的に推進していく必要がある。

この度、計画期間の満了を迎えるが、現在の本町の状況を踏まえ、今後も引き続き総合的な空家等対策が必要であると考えられることから、本計画を改定する。

2 目的

町民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、町が実施する空家等に関する施策についての実施方針を示すものである。

定義

・「法」

「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）」をいう。

・「基本指針」

「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（平成 27 年 2 月 26 日付け総務省・国土交通省告示第 1 号）」をいう。

・「ガイドライン」

法第 14 条第 14 項の規定に基づく「特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針」をいう。

・「空家等」

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態（おおむね 1 年間）であるもの及びその敷地（立木、その他土地に定着するものを含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

・「特定空家等」

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態。
- ③適切な管理が行われてないことにより著しく景観を損なっている状態。
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等で、上富田町長が認めるもの。

・「所有者等」

法第 3 条に定める空家等の「所有者又は管理者」をいう。

「所有者」とは、一義的には空家等の登記名義人をいい、その者が死亡している場合は、その法定相続人をいう。法定相続人の相続順位及びその範囲は、民法の規定による。

なお、この規定にかかわらず、実態上の所有者がいる場合、その者及びその法定相続人を含む。

「管理者」とは、空家等を管理する者をいう。

・「緊急措置」

民法（明治 29 年法律第 89 号）第 720 条第 2 項に基づき、急迫の危難に対して、上富田町民の生命身体又は財産を保護するための行為。

1 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する基本的な方針

(1) 対象とする地区及び空家等

「上富田町全域」に存在する全ての空家等を対象とする。

ただし、業務遂行や実態調査等において、顕著な課題等が発見・報告された場合には、上富田町空家等対策委員会において重点対象地区の設定を行う。

また、空家等対策の優先順位は、空家等の管理状況、所有者等や周辺住民の事情、悪影響の範囲と程度、危険等の切迫性を考慮しつつ、慎重に判断する。

(2) 基本的な方針

適切に管理されない空家等の発生を抑制するため、所有者等に私有財産である空家等は所有者自らの責任において適正に管理する義務を負うという基本原則の啓発活動に努めるとともに、町民等からの通報、相談などに迅速かつ効果的な対策が講じられるように努める。

また、適切に管理されない空家等に対しては、所有者等の事情も含め、慎重に判断しながら、必要な措置を推進する。

2 計画期間

上富田町における空家等対策計画の期間については、令和6年度から令和15年度の10年を計画期間とする。

ただし、空家等問題については、案件数、態様等、時間を経て変化するため、長期的な視点で実施していく必要があり、必要に応じて適正に見直しを行うことを妨げない。

3 空家等の調査に関する事項

町民等からの情報等により適切な管理が行われていない空家等には、現地調査及び必要に応じて立入調査を行う。

空家等の調査内容については、

①法第2条第1項の「空家等」であるか。

②法第2条第2項の「特定空家等」であるか。

につき、特定空家等認定基準（P.13～16、別紙1～4）に従い、調査を行うこととする。

調査については、上富田町職員のほか、会計年度任用職員・外部委託職員によることもできる。なお、特定空家等の認定に関しては、町長の決裁を要する。

また、所有者等に適正管理を促すため、所有者等を確認するための調査を行う。その際の情報収集手段として、次の

ア 固定資産税賦課時の調査（空家等であるか否か）の利用

イ 上富田町上下水道課の開栓等情報の利用

ウ 戸籍、住民票等の情報の利用（他自治体を含む。）

エ 地籍調査時に得た情報の利用

オ 国、県等公共機関その他関係機関からの情報の利用

カ 町内会等を通じた情報の利用

キ 町民等からの相談による情報の利用

を行うこととする。

4 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(1) 所有者等の責務の周知

空家等の所有者等には適切な管理に努める責務があることから、適切に管理されていない空家等の現況や管理の責務等について周知するため、事案確認後速やかに所有者等に「お願い文」及び現況写真等を送付する。

(2) 適切な管理の促進

町広報紙やホームページ、町内会等を通じ、個人財産の管理は所有者等が自ら行うことが原則であることの理解を促し、適切な管理の促進を行う。

(3) 相談体制

関係機関との連携を図りながら、空家等の所有者等に必要な情報を提供できるよう努める。

5 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関し、町広報紙やホームページ、町内会等を通じた情報提供に努めるとともに、地域ニーズ等の情報収集を行い、関係機関との連携を図りながら、有効な方法について調査、研究を行う。

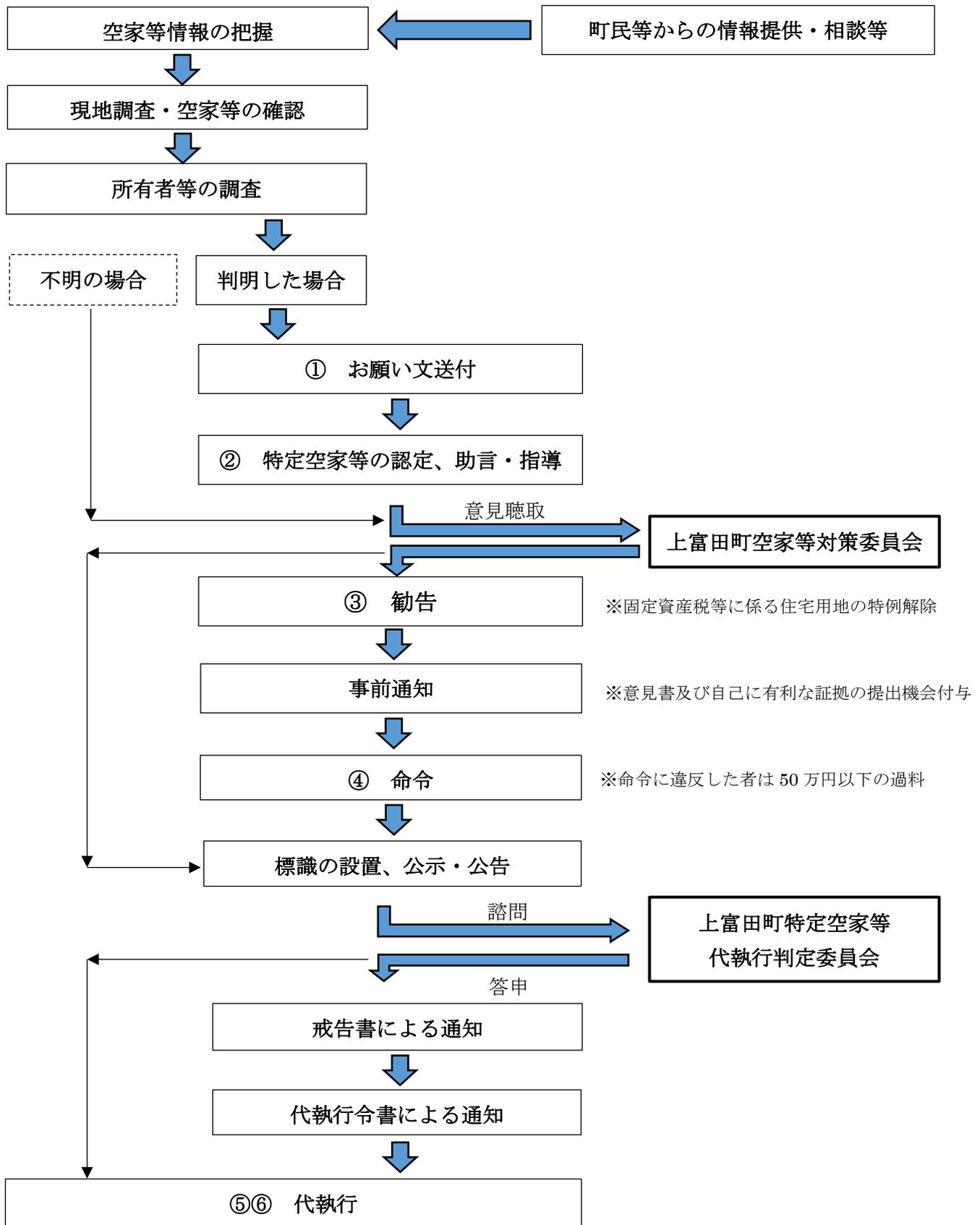
6 特定空家等に対する措置への対処に関する事項

上富田町内に存する特定空家等の所有者等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項及びその目安となる期間について、下記のとおりとする。ただし、特定空家等の種類・態様は多岐にわたっており、それぞれの状況や事情を慎重に判断し、適切な対処を行っていくことを妨げない。

- ① 事案確認後、速やかに「お願い文」を送付する。
- ② ①を行い、おおむね1か月を経過した後、町長が必要と認めた場合、特定空家等に認定し、法第22条第1項に基づく「助言・指導」を行う。(P.17、別紙5)
- ③ ②を行い、おおむね3か月を経過した後、上富田町空家等対策連絡委員会に意見聴取し、町長が必要と認めた場合、法第22条第2項に基づく「勧告」を行う。(P.18、別紙6)
- ④ ③を行い、別に定めた相当な猶予期限を過ぎた後、町長が必要と認めた場合、法第22条第3項に基づく「命令」を行う。(P.20、別紙8)
ただし、命令を実施する場合においては、法第22条第4項の規定に基づき、あらかじめその措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与える。(P.19、別紙7)
また命令をした場合においては、標識(P.21、別紙9)の設置・公示を行う。
- ⑤ ④を行い、別に定めた相当な猶予期限を過ぎた後、上富田町特定空家等代執行判定委員会へ諮問し、答申を受け、町長が必要と認めた場合、法第22条第9項に基づく「行政代執行」を行う。
ただし、代執行を行う場合においては、行政代執行法第3条第1項及び第2項の規定に基づき戒告書(P.22別紙10)による通知、代執行令書(P.23別紙11)による通知を経る。
- ⑥ 所有者等を確知できない場合において、上富田町特定空家等代執行判定委員会へ諮問し、答申を受け、町長は必要と認めた場合、法第22条第10項に基づく「略式代執行」を行う。
ただし、この場合は、相当な期間を定めてあらかじめ公告する。

※特定空家等又は町長が必要と認める事案において、緊急の場合又は危険切迫の場合
は、上記の手続きを経ずに町長の判断で緊急措置を行うものとする。

○特定空家等に対する措置のフロー図



7 町民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

(1) 相談窓口

総合窓口は建設課とする。

空家等の除却担当部署は建設課、管理班とする。

空家等の利活用担当部署は振興課、企画・商工観光班とする。

空家等の環境保全担当部署は住民課、住民・環境班とする。

空家等の防災担当部署は総務課、庶務・危機管理班とする。

税に関する担当部署は税務課とする。

(2) 相談への対応

適切に管理されない空家等に対する町民等の苦情や相談などには、上富田町空家等対策委員会を中心とした関係部局間での連携を図り、適正かつ迅速に対応するよう努めるとともに、事案の進捗情報の把握に努め、切れ目のない対応を心がける。

また、空家等の利活用に関する相談については、関係団体と連携を図り、空家等の所有者に必要な情報を提供できるよう努める。

(3) 法により対応が困難な案件

下記のような法による対応が困難な案件については、それぞれ個別の対応を促す。

- ・ 占有者等があり、使用されている建築物
⇒ 建築基準法等による対応（主管：和歌山県西牟婁振興局建築課）
- ・ 使用がなされているアパート等の建築物
⇒ 建築基準法等による対応（主管：和歌山県西牟婁振興局建築課）
- ・ 景観に著しく支障がある法に該当しない建築物
⇒ 建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例による対応
（主管：和歌山県西牟婁振興局建築課）
- ・ 家屋が存しない空き地等
⇒ 上富田町環境美化条例による対応（主管：住民課）
- ・ 火災のおそれがある家屋・敷地等
⇒ 田辺市火災予防条例による対応（主管：田辺市消防本部）
- ・ 家屋・敷地等の寄付の申出についての対応
⇒ （主管：総務課）

8 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

(1) 上富田町空家等対策委員会

法の施行に関し、協議、検討する庁内機関を設置する。

(2) 代執行判定委員会

法第14条第9項及び第10項における代執行については、様々な観点から検討を要するため、慎重かつ公平な判断が求められる。そのため、その執行にあたっての判断基準の策定と、執行の可否を検討し、答申を行う機関を設置する。委員については、上富田町空家等対策委員会で構成する委員で組織する。

(3) 協議会

法第8条に基づく協議会については、今後有用性を見極め、設置の必要性を検討する。

9 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

(1) 和歌山県との連携について

法第8条及び第15条に基づき、情報の提供及び技術的な助言、他市町村との連絡調整などの協力を仰ぐとともに、国に対し財政上・税制上等の措置に係る要望について連携を図り取り組む。その他の事項に関しても空家等対策推進のため連携を図る。

(2) 解体・除却に関する支援制度について

町が認める不良空家等に対し、解体・除却に係る事業費の一部を補助する。

上富田町空家等対策計画は、今後の国や県の対応、社会情勢の変動、地域住民の要望等を踏まえ、迅速かつ柔軟に内容を見直し変更できることとする。変更に際しては、上富田町空家等対策委員会に諮り、町長の決裁を得るものとする。

(3) 空家等の利活用の促進について

空家等は、所有者等の資産であるとともに、新たに人が住む・働くきっかけを作ったり、地域の課題解決につながる多様な活用が期待される「まちの資源」であるが、空家等の所有者には、相談先が分からない、知識・情報が不足している方々がいる。そのため、空家等の利活用の検討に必要な情報が得られる機会の創出、相談体制の整備や各種支援を行うことで、市場流通や活用促進を図ることにより、地域の活性化やまちの魅力向上を目指すものとする。

(別紙 1)

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」
であるか否かの判断に際して参考となる基準による判定

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

(1) 建築物が倒壊等するおそれがある。

イ 建築物の著しい傾斜

1.	・基礎に不同沈下がある。	
2.	・柱が傾斜している。	

ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等

(イ) 基礎及び土台

3.	・基礎が破損又は変形している。	
4.	・土台が腐朽又は破損している。	
5.	・基礎と土台にずれが発生している。	

(ロ) 柱、はり、筋かい、柱とはりの接合等

6.	・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。	
7.	・柱とはりにずれが発生している。	

(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。

(イ) 屋根ふき材、ひさし又は軒

8.	・屋根が変形している。	
9.	・屋根ふき材が剥離している。	
10.	・軒の裏板、たる木等が腐朽している。	
11.	・軒がたれ下がっている。	
12.	・雨樋がたれ下がっている。	

(ロ) 外壁

13.	・壁体を貫通する穴が生じている。	
14.	・外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。	
15.	・外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。	

(ハ) 看板、給湯設備、屋上水槽等

16.	・看板の仕上材料が剥落している。	
17.	・看板、給湯設備、屋上水槽等が転倒している。	
18.	・看板、給湯設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。	
19.	・看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。	

(ニ) 屋外階段又はバルコニー

20.	・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。	
21.	・屋外階段、バルコニーが傾斜している。	

(ホ) 門又は塀

22.	・門、塀にひび割れ、破損が生じている。	
23.	・門、塀が傾斜している。	

2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。

24.	・擁壁表面に水がしみ出し、流出している。	
25.	・水抜き穴の詰まりが生じている。	
26.	・ひび割れが発生している。	

3. その他

27.		
-----	--	--

(別紙 2)

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」
であるか否かの判断に際して参考となる基準による判定

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。

1	・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状態である。	
2	・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
3	・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。

4	・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
5	・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	

(3) その他

6		
---	--	--

(別紙 3)

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」
であるか否かの判断に際して参考となる基準による判定

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態となっている。

1	・ 景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合しない状態となっている。	
2	・ 景観法に基づき都市計画に景観地区を定めている場合において、当該都市計画に定める建築物の形態意匠等の制限に著しく適合しない、又は条例で定める工作物の形態意匠等の制限等に著しく適合しない状態となっている。	
3	・ 地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。	

(2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。

4	・ 屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。	
5	・ 多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。	
6	・ 看板が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置されている。	
7	・ 立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。	
8	・ 敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。	

(3) その他

9	
---	--

(別紙 4)

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適正である状態」
であるか否かの判断に際して参考となる基準による判定

(1) 立木が原因で、以下の状態にある。

1	・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。	
2	・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。	

(2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。

3	・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
4	・動物のふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
5	・敷地外に動物の毛又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
6	・多数のねずみ、はえ、蚊、のみ等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。	
7	・住みついた動物が周辺の土地・家屋に浸入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	
8	・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。	

(3) 建築物等の不適切な管理等が原因で、以下の状態にある。

9	・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等、不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。	
10	・屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家からの落雪が発生し、歩行者等の通行を妨げている。	
11	・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。	

(4) その他

12		
----	--	--

住 所
氏 名 様

上富田町長
(担当：建設課)

空家等への対応について（助言・指導）

あなたの所有する下記空家等につきまして、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法第127号。以下「法」という。）第14条第1項の規定に基づき、助言・指導いたします。

下記敷地に存する（家屋等の状態）

敷地及び家屋等については、所有者等に一義的な管理責任があるため、町として直接対応することはできません。

また、家屋等を不適正な状態で放置していると、近隣や第三者へ損害を与えた場合、所有者等は被害者から、多額の損害賠償を請求される可能性があります。

つきましては、当該事案について、できるだけ早い段階で善処いただくようお願いいたします。また、今後、当該敷地につき、どのように管理等されていくか、下記までご連絡いただきますよう、お願いいたします。

なお、有効な対処等につき、ご対応いただけない場合は、法第14条第2項に基づく「勧告」を行う可能性があるため、その旨申し添えます。（この「勧告」が行われた場合、当該土地に係る固定資産税の住宅用地特例制度¹が適用されなくなります。）

記

敷地場所 西牟婁郡上富田町

1 住宅用地特例制度とは

住宅の敷地である住宅用地の税負担は、軽減することとされており、住宅1戸当たり200平方メートル以下は評価額を6分の1とし、200平方メートルを超える部分は、評価額を3分の1とされます。

(連絡先) 〒649-2192
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763番地
上富田町役場 建設課 管理班
TEL 0739-34-2374 (直通)

(別紙6)

上富建第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

上富田町長
(担当：建設課)

勸 告 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法第127号。以下「法」という。）第22条第2項の規定に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとられるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 西牟婁郡上富田町

用 途

所有者の住所及び氏名

(住所)

(氏名)

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

上富田町建設課課長

連絡先 0739-34-2374

5. 措置の期限

年 月 日

・上記5の期限までに、又はその期限を過ぎた場合においても、上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。

・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置を取らなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置を取ることを命ずることがあります。

・上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

(別紙 7)

上富建第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

上富田町長
(担当：建設課)

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、〇〇年〇〇月〇〇日付け上富建第〇〇〇〇号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、あなたは、法第 22 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に上富田町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 西牟婁郡上富田町

用 途

所有者の住所及び氏名

(住所)

(氏名)

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

上富田町建設課課長 宛て

送付先：〒649-2192 上富田町朝来 763 番地

連絡先：0739-34-2374

5. 意見書の提出期限 年 月 日

・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告してください。

住 所
氏 名 様

上富田町長
(担当：建設課)

命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、〇〇年〇〇月〇〇日付け上富建第〇〇〇〇号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 西牟婁郡上富田町

用 途

所有者の住所及び氏名

(住所)

(氏名)

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

上富田町建設課課長

連絡先：0739-34-2374

5. 措置の期限

年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告してください。
- ・本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

(教示)

1、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上富田町長に対して審査請求をすることができます。

2、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、上富田町を被告として（訴訟において上富田町を代表する者は上富田町長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3、ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(別紙9)

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年度法律第127号。）第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、〇〇年〇〇月〇〇日付け上富建第〇〇〇〇号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 西牟婁郡上富田町

用 途

所有者の住所及び氏名

(住所)

(氏名)

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

上富田町建設課課長

連絡先：0739-34-2374

5. 措置の期限

年 月 日

住 所
氏 名 様

上富田町長
(担当：建設課)

戒 告 書

あなたに対し〇〇年〇〇月〇〇日付け上富建第〇〇〇〇号によりあなたの所有する下記特定空家等の（措置の内容）を行うよう命じました。この命令を〇〇年〇〇月〇〇日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定に基づき、下記特定空家等の（措置の内容）を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地 上富田町
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 規 模 建築面積 約 m²
延べ床面積 約 m²
- (5) 所有者の住所及び氏名
(住所) (氏名)

- ・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、上富田町長に対して審査請求をすることができます。
- ・この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、上富田町を被告として（訴訟において上富田町を代表する者は上富田町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- ・ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

住 所
氏 名 様

上富田町長
(担当：建設課)

代 執 行 令 書

〇〇年〇〇月〇〇日付け上富建第〇〇〇〇号によりあなたの所有する下記特定空家等を〇〇年〇〇月〇〇日までに（措置の内容）するように戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、代執行法第 5 条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. (措置の内容) する物件

上富田町

(附属する門及び塀を含む) 約 m²

2. 代執行の時期

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

3. 執行責任者

上富田町建設課課長

4. 代執行に要する費用の概算見積額

約 円

・この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、上富田町長に対して審査請求をすることができます。

・この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、上富田町を被告として（訴訟において上富田町を代表する者は上富田町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

・ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。